

企業団の設立について

本県における急速な産業の発展と人口の都市集中に伴い必要とされる用水の確保について、すでに相模川総合開発事業をはじめとする各種の利水事業を積極的に実施しているところである。しかし、今後に予想される水需要の増大に対処するためには、水利用の効率化、施設配置の合理化等による水の広域的利用を一層促進する必要があると考えるものである。

このため、酒匂川総合開発にかかる用水事業を共同して行うものとし、次のとおり申し合わせるものとする。

- 1 水道用水の広域的利用をはかるため、神奈川県広域水道企業団（仮称）設立の準備をする。
- 2 企業団の構成その他設立及び運営に関して必要な事項は別に協議して定める。

昭和43年8月31日

神奈川県知事	津田 文吾
横浜市長	飛鳥田 一雄
横須賀市長	長野 正義
川崎市市長	金刺 不二太郎

覚 書

県下市町村を包括する広域の地方公共団体の長としての神奈川県知事津田文吾（以下「甲」という。）は、神奈川県公営企業を所轄する神奈川県知事津田文吾（以下「乙」という）、横浜市長飛鳥田一雄（以下「丙」という）、横須賀市長長野正義（以下「丁」という）、川崎市長金刺不二太郎（以下「戊」という）および三浦市長三堀清治（以下「己」という）と、県内水資源の新規開発ないし高度利用に関する水配分について昭和41年12月27日に締結した配分水量の水系別配分に関し、相模川開発水量日量1,036,000立方メートル、および酒匂川開発水量日量1,825,000立方メートルを前提として次のとおり意見の一致をみたので覚書を締結した。

第1条 相模川高度利用および酒匂川総合開発に関する乙、丙、丁、戊および己の配分水量は下表のとおりとする。

ただし、乙の相模川配分水量には相模川流域市町村分として、日量202,400立方メートルを含むものとする。

	相模川	酒匂川	合計
乙	444,100	406,600	850,700
丙	500,000	605,200	1,105,200
丁	64,400	20,000	84,400
戊	—	532,500	532,500
己	20,500	—	20,500

（単位：立方メートル/日）

第2条 開発水量確定の時点で、水量に増減がある場合は、別途協議する。

第3条 将来、戊が酒匂川総合開発事業における開発水量のうち、相当程度を相模川上流で取水する方策を技術的に検討し、それが可能なとき、相互に協議し、努力するものとする。

第4条 将来において取水事情が悪化し、緊急事態が発生した場合は、相互に協力するものとする。

この覚書の成立を証するため本書6通を作り、甲、乙、丙、丁、戊、己記名押印して各自1通を所持する。

昭和44年3月25日

甲 神奈川県知事 津田 文吾

乙 神奈川県知事 津田 文吾

丙	横浜市長	飛鳥田	一雄
丁	横須賀市長	長野	正義
戊	川崎市長	金刺	不二太郎
己	三浦市長	三堀	清治

水道用水供給条例

昭和 48 年 3 月 31 日

神奈川県内広域水道企業団条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)が行う水道用水の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水対象)

第 2 条 企業団の給水対象は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市とする。

(給水料金)

第 3 条 給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 基本料金 受水者(前条に掲げる神奈川県及び 3 市をいう。以下同じ。)と協議して定めた水量を基本水量とし、当該基本水量に 1 立方メートルにつき 40 円 50 銭の割合を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて得た額に相当する金額

(2) 使用料金 使用水量(受水者が使用した水量をいう。以下同じ。)に 1 立方メートルにつき 12 円 50 銭の割合を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて得た額に相当する金額

2 前項の規定にかかわらず、寒川取水地点からの取水による給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 基本料金 受水者と協議して定めた水量を基本水量とし、当該基本水量に 1 立方メートルにつき 22 円 30 銭の割合を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて得た額に相当する金額

(2) 使用料金 使用水量に 1 立方メートルにつき次に掲げる受水者ごとの割合を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて得た額に相当する金額

ア 神奈川県 17 円 30 銭

イ 横浜市及び横須賀市 17 円 50 銭

(使用水量の測定)

第 4 条 使用水量は、計量器により測定する。

(給水料金の徴収)

第5条 給水料金は、企業長の定めるところにより、毎月徴収する。

(給水料金の減免等)

第6条 企業長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、給水料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(給水の制限又は停止)

第7条 給水は、災害その他やむを得ない場合を除くほか、制限し、又は停止しない。

2 給水の制限又は停止のため、受水者が損害を受けることがあっても企業団は、その責を負わない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第2号で昭和49年4月1日から施行)

(1) 平成15年3月13日付け改定協定書

水道用水供給事業の実施に関する協定書

神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）と神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下「受水者」という。）とは、企業団が水道用水供給事業を実施するに当たり、次のとおり協定を締結する。

(供給水量)

第1条 水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和44年神奈川県内広域水道企業団条例第10号）第3条第3項に規定する企業団が受水者に供給する1日最大給水量は、次表のとおりとする。

受水者	1日最大給水量
神奈川県	987,900 m ³
横浜市	1,026,800
川崎市	517,000
横須賀市	132,100
計	2,663,800

(期間別供給水量)

第2条 企業団が受水者に供給する期間別1日最大給水量は、前条の規定にかかわらず、取水地点の区分ごとに次の各号の表のとおりとし、受水者は当該各号に掲げる水量までの受水を行うことができる。

(1) 飯泉取水地点（飯泉取水堰）及び社家取水地点（相模大堰）からの取水に係るもの

受水者	期間別1日最大給水量	
	平成15年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
神奈川県	612,700 m ³	669,400 m ³
横浜市	741,300	784,500
川崎市	503,600	505,600
横須賀市	62,200	72,800
計	1,919,800	2,032,300

(2) 寒川取水地点（寒川取水堰）からの取水に係るもの

受水者	期間別1日最大給水量
	平成15年4月1日から 平成20年3月31日まで
神奈川県	318,500 m ³
横浜市	242,300
横須賀市	32,700
計	593,500

(基本水量)

第3条 水道用水供給条例（昭和48年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「供給条例」という。）第3条第1項第1号に規定する基本水量は、前条第1号に規定する期間別1日最大給水量とする。

2 供給条例第3条第2項第1号に規定する基本水量は、前条第2号に規定する期間別1日最大給水量とする。

(供給及び受水方法等)

第4条 企業団と受水者との水道用水の供給及び受水の方法等は、供給条例及び同条例施行規程（昭和49年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第12号）によるものとする。

(供給水量の調整)

第5条 第2条第1号に規定する受水者別の期間別1日最大給水量（季節調整のある場合の1日最大給水量においては季節調整後の水量。）では、水運用が困難となる受水者が生じたときの供給水量の調整方法及び費用負担等については、別途企業団と受水者とが協議のうえ定めるものとする。

(規定外事項)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義を生じ若しくは内容を変更する必要がある場合は、その都度企業団と受水者とが協議して決定するものとする。

(効力)

第7条 この協定の効力発生は、平成15年4月1日からとする。

(旧協定の廃止)

第8条 企業団と受水者とが平成13年3月7日付けで締結した水道用水供給事業の実施に関する協定は、平成15年3月31日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、企業団と受水者とが記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成15年3月13日

神奈川県内広域水道企業団

企業長 山下 長兵衛

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 渡辺 穰

横浜市水道事業管理者

水道局長 金近 忠彦

川崎市水道事業管理者

水道局長 持田 一成

横須賀市水道事業管理者

水道局長 杉本 俊一

(2) 平成23年3月30日付け協定書

水道用水供給事業の実施に関する協定書一部を改正する協定書

神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)と神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市(以下「受水者」という。)とは、平成15年3月13日に企業団と受水者との間で締結した水道用水供給事業の実施に関する協定書の一部を平成23年4月1日から次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(期間別供給水量)

第2条 企業団が受水者に供給する期間別1日最大給水量は、前条の規定にかかわらず、取水地点の区分ごとに次の各号の表のとおりとし、受水者は当該各号に掲げる水量までの受水を行うことができる。

(1) 飯泉取水地点(飯泉取水堰)及び社家取水地点(相模大堰)からの取水に係るもの

受水者	期間別1日最大給水量
	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
神奈川県	669,400m ³
横浜市	784,500
川崎市	505,600
横須賀市	72,800
計	2,032,300

(2) 寒川取水地点(寒川取水施設)からの取水に係るもの

受水者	期間別1日最大給水量
	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
神奈川県	318,500m ³
横浜市	242,300
横須賀市	59,300
計	620,100

第3条を削る。

第4条中「供給条例」を「水道用水供給条例(昭和48年神奈川県内広域水道企業団条例第1

号)に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、企業団と受水者とは記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成23年3月30日

神奈川県内広域水道企業団

企業長 羽田 慎司

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 小林 賢

横浜市水道事業管理者

水道局長 齋藤 義孝

川崎市上下水道事業管理者

齋藤 力良

横須賀市上下水道事業管理者

上下水道局長 岩澤 康浩

【改正後】

【水道用水供給事業の実施に関する協定書】

(期間別供給水量)

第2条 企業団が受水者に供給する期間別1日最大給水量は、前条の規定にかかわらず、取水地点の区分ごとに次の各号の表のとおりとし、受水者は当該各号に掲げる水量までの受水をすることができる。

- (1) 飯泉取水地点（飯泉取水堰）及び社家取水地点（相模大堰）からの取水に係るもの

受水者	期間別1日最大給水量
	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
神奈川県	669,400 m ³
横浜市	784,500
川崎市	505,600
横須賀市	72,800
計	2,032,300

- (2) 寒川取水地点（寒川取水施設）からの取水に係るもの

受水者	期間別1日最大給水量
	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
神奈川県	318,500 m ³
横浜市	242,300
横須賀市	59,300
計	620,100

【改正前】

【水道用水供給事業の実施に関する協定書】

(期間別供給水量)

第2条 企業団が受水者に供給する期間別1日最大給水量は、前条の規定にかかわらず、取水地点の区分ごとに次の各号の表のとおりとし、受水者は当該各号に掲げる水量までの受水をすることができる。

- (1) 飯泉取水地点（飯泉取水堰）及び社家取水地点（相模大堰）からの取水に係るもの

受水者	期間別1日最大給水量
	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
神奈川県	669,400 m ³
横浜市	784,500
川崎市	505,600
横須賀市	72,800
計	2,032,300

- (2) 寒川取水地点（寒川取水施設）からの取水に係るもの

受水者	期間別1日最大給水量
	平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで
神奈川県	318,500 m ³
横浜市	242,300
横須賀市	32,700
計	593,500

(供給及び受水方法等)

第3条 企業団と受水者との水道用水の供給及び受水の方法等は、水道用水供給条例（昭和48年神奈川県内広域水道企業団条例第1号）及び同条例施行規程（昭和49年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第12号）によるものとする。

第4条～第7条 (略)

(新) 【水道用水供給条例第3条に規定する基本水量に関する協定書】

神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）と神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下「受水者」という。）とは、水道用水供給条例（昭和48年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号及び第2項第1号に規定する基本水量に関し、次のとおり協定を締結する。

(基本水量)

第3条 水道用水供給条例（昭和48年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「供給条例」という。）第3条第1項第1号に規定する基本水量は、前条第1号に規定する期間別1日最大給水量とする。

2 供給条例第3条第2項第1号に規定する基本水量は、前条第2号に規定する期間別1日最大給水量とする。

(供給及び受水方法等)

第4条 企業団と受水者との水道用水の供給及び受水の方法等は、供給条例及び同条例施行規程（昭和49年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第12号）によるものとする。

第5条～第8条 (略)

(基本水量)

第1条 条例第3条第1項第1号及び第2項第1号に規定する基本水量は、次の各号の表のとおりとする。

(1) 条例第3条第1項第1号に規定する基本水量

受水者	基本水量
神奈川県	669,400 m ³
横浜市	784,500
川崎市	505,600
横須賀市	72,800
計	2,032,300

(2) 条例第3条第2項第1号に規定する基本水量

受水者	基本水量
神奈川県	318,500 m ³
横浜市	242,300
横須賀市	37,300
計	598,100

(有効期間)

第2条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(規定外事項等)

第3条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義若しくは変更する必要があるときは、その都度企業団及び受水者が協議して定めるものとする。

基本水量と使用水量の比率の表

	平成21年度決算	平成28年度計画 (再構築計画の終了)
企業団基本水量 (m ³ /年) ①	184,544,000 m ³	184,544,000 m ³
うち使用水量 (m ³ /年) ②	72,487,100 m ³	99,791,000 m ³
基本水量/使用水量の比率 ①÷② (倍)	2.5	1.8

他都市との水道料金比較表（政令都市・近隣都市 計18都市）

平成23年4月1日現在

	料金体系	家事用料金 (1月当たり・10 m ³)	家事用料金 (1月当たり・20 m ³)
川崎市	用途別	720 円 ①	2,110 円 ④
札幌市	口径別	1,320 円	3,320 円
仙台市	口径別	2,050 円	3,900 円
さいたま市	口径別	1,430 円	3,180 円
東京都	口径別	1,280 円	2,560 円
神奈川県	用途別	966 円	2,281 円
横浜市	用途別	876 円	2,456 円
横須賀市	口径別	934 円	2,509 円
新潟市	口径別	2,980 円	4,000 円
静岡市	口径別	980 円	2,050 円
名古屋市	口径別	1,110 円	2,650 円
京都市	口径別	870 円	2,490 円
大阪市	用途別	950 円	1,920 円
神戸市	口径別	880 円	2,330 円
岡山市	口径別	1,320 円	2,680 円
広島市	口径別	860 円	2,230 円
北九州市	口径別	1,900 円	2,000 円
福岡市	口径別	1,500 円	3,050 円

※1 表中の金額は、税抜きにより記載した。

※2 合併等により複数の料金体系が混在している都市、県営水道からの給水を主とする都市は記載していない。（千葉市、相模原市、浜松市、堺市）

※3 料金は、口径別料金体系では口径 20 mm、用途別料金体系では家事用のものを記載した。

※4 本市の欄中、金額等の横にある○を付した数字は全18都市における本市の順位（昇順）である。

※5 本市の水道料金は3年間の料金負担の軽減による行財政改革の還元額 50 円/月を考慮していない。